

「伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例の一部を改正する条例（案）」 のパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの概要

（１）意見募集期間

令和５年１２月１日（金）～１２月３０日（土）

（２）周知方法

広報いせはら１２月１日号、市ホームページ、くらし安心メール、市LINE公式アカウント

（３）閲覧場所

清掃リサイクル課窓口、市役所１階ロビー、図書館、いせはら市民活動サポートセンター、
市内各公民館、市ホームページ

（４）提出意見数

４件（３名）

2 意見の要旨及び市の考え方について

（１）対応区分

区分	対応区分	件数
A	御意見を踏まえ、計画案に反映するもの	0件
B	御意見の趣旨が既に条例案に反映されているもの	3件
C	今後の施策や事業の参考とするもの	0件
D	御意見として承ったもの	1件

(2) 意見の要旨及び市の考え方

No	意見・提案等の内容（要旨）	対応区分	市の考え方
1	○持ち去り行為の禁止規定を新設 改正案、異論ありません。 禁止条項、より厳しくしても良いと思います。	B	禁止行為をした者に対する罰則については、条例で持ち去り行為に関する規定がある神奈川県内16市のうち、13市が20万円以下の罰金、5万円以下の過料が1市、罰則なしが2市となっており、近隣自治体と同等となる20万円以下の罰金としました。
2	○持ち去り行為の禁止規定を新設 貴重な資源を無断で不法回収・窃取する者への具体的対策と昨今流行りの自治会未加入者の不法・ルール無視投棄への具体的対策を公的に講じて欲しい。 住民に監視を強いる場合は、その適法且つ厳粛な効果的対策を展開して戴きたい。	B	・現在、持ち去り行為を抑止するためのパトロールを職員で実施していますが、罰則が無いため口頭注意にとどまっています。条例に持ち去り行為の禁止規定を設けることで、行為者への警告や警察への通報が可能となるため、禁止規定を新設するものです。 ・自治会未加入者の不法・ルール無視投棄については、ごみ出しルールが守られるよう自治会とも連携し、対策に努めています。 ・住民の皆様は、持ち去り行為の監視を強いることはありません。持ち去り行為を見かけた場合は、清掃リサイクル課や警察にご相談ください。

No	意見・提案等の内容（要旨）	対応 区分	市の考え方
3	○持ち去り行為の禁止規定を新設 改正に賛成です。 不燃ごみを出す際にしばしば見かけます。電化製品を手あたり次第、軽自動車に積み込んでいます。持ち帰ってから選別するのでしょうか。不要になった物はどこかに不法投棄するのではないかと、心配になります。ぜひ、抑制して欲しいです。	B	・御指摘のとおり、他市では、持ち去り行為後に不要なものを別の場所に不法に投棄する事例があります。集積所を散らかす行為も確認していますので、当該規定を設け禁止行為を抑制してまいります。
4	○「愛玩動物死体処理手数料を改定」、「し尿、動物の死体及び粗大ごみ以外の一般廃棄物の処理手数料の削除」に関連 改正に賛成です。 今回の改正案にはありませんが、伊勢原市でもごみ回収を有料化してはいかがでしょうか。旅行すると、ごみを有料回収する自治体が多いです。自治体指定袋を有料で販売する方法です。必要なら生活保護などの方には指定ゴミ袋を無料で配布したら良いのではないのでしょうか。	D	・ごみ収集の有料化については、市民及び事業者の皆様の取組みにより、ごみの減量化・資源化が順調に進んでいることから、現状では検討していません。しかし、今後の社会情勢の変化やごみ量の推移によっては検討する必要性が生じることは考えられますので、引き続き社会情勢やごみ量の推移を注視してまいります。